

地震が起こると 港区のまちはどうなるの？

港区では、大震災が発生してもまちが壊滅的な状況になるような大規模被害は見込まれていません。

しかし、昼間人口が多く高層建築物が立ち並ぶ地区では、災害による直接的な被害に加えて、都市機能がまひすることによる波及効果（経済活動への影響など）が考えられます。また、区内の一部に木造住宅密集地域があることや、細街路や急傾斜地が点在していることにより、建物倒壊や延焼、道路閉鎖などの被害が生じるおそれがあります。

被災した場合には、緊急対応期・復旧・復興期において地域コミュニティが果たす役割は大変大きく、特に復興期には、地域での合意形成を図りながら、地域特性に応じた復興

まちづくりを行う必要があります。

災害による被害を軽減し、わたしたちの暮らしを守るためには、日頃から、区民、事業者と区が連携し、災害に強い地域づくりを進めるとともに、地域コミュニティを築き、防災活動に取り組むことが大切です。



港区の予想される震災被害

東京湾北部地震 (M7.3) の場合

区内の震度が最大となる想定

※首都直下地震等に関する被害想定
(平成24年4月東京都) より

区内の広い範囲で震度6弱から6強、臨海部の一部では震度7が想定されており、建築物の倒壊や延焼が発生するおそれがあります。

震度7の地域：0.1%

震度6強の地域：93.1%

震度6弱の地域：6.9%

建物の全壊：2,150棟

滞留者の発生：1,052,177人

死者：200人

避難者：51,313人

元禄型関東地震 (M8.2) の場合

区内の津波の影響が最大となる想定

※港区津波・液状化シミュレーション結果
(平成25年3月港区) より

最悪の条件（防潮堤^{※9}や河川護岸が全て崩壊し、水門が全て機能せず、液状化による地盤沈下が発生した場合）下では、芝地区及び芝浦港南地区の一部において、最大で1.5m程度の津波による浸水のおそれがあります。

※9 防潮堤とは… 台風などによる大波や高潮・津波の被害を防ぐ堤防

港区

大震災からの まちの復興



阪神淡路大震災／JR六甲道駅前
写真提供：神戸市

復興後 2005年



阪神淡路大震災／JR新長田駅前
写真提供：神戸市

復興後 2005年



目次

震災から復興へ……………	1
まちの復興……………	3
地域協働による復興まちづくり……………	5
地域協働によるまちの復興を推進するために……………	7
港区被災市街地復興整備条例……………	8
その他の復興プロセス……………	9

震災から復興へ

復興とは

「復興」とは、大震災などの災害により甚大な被害が発生した後、その教訓を生かし、二度と被災することがないように、まちやわたしたちの暮らしを再建することです。

復興を円滑に推進するために

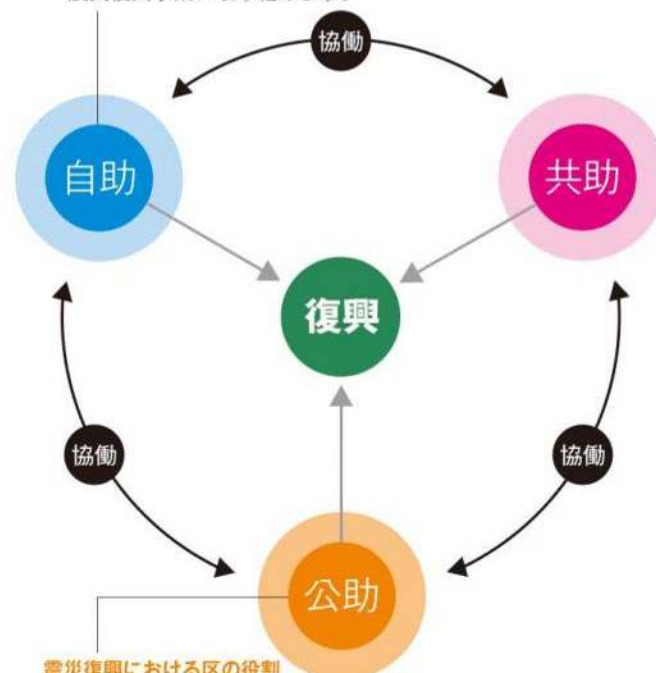
協働による復興：自助・共助・公助の連携

復興の過程、特に、大規模な被害を受けた地区の復興にあたっては、その地区の住民のみさんの復興への強い意欲と復興のあり方への合意が必要です。被災地区に居住するみなさんが、望ましいまちの姿を考え、選択していくことは、地区の復興を進める上で大きな役割を果たします。

このような地域における取り組み（共助）や被災者個人による住宅再建（自助）などが適切に連携し、これに区の取り組み（公助）を組み合わせることで、災害に強く暮らし続けることのできる地域づくりを進めることができます。

震災復興における区民・事業者の役割

- ・区民は自らの生活の再建に努めるとともに、震災復興事業に取り組みます。
- ・事業者は事業活動を通じてまちの復興に努めるとともに、震災復興事業に取り組みます。



震災復興における区の役割

区は、東京都及び関係する地方公共団体と連携し、復興に関する理念・目標・その他の基本的方針を策定、区民に公表するとともに、区民・事業者と協働し震災復興事業を推進します。

復興の全体像

区では、復興の取り組みを、以下の5つの項目に分けて整理しています。このパンフレットでは、特に「協働復興」が大切となるまちの復興に焦点をあて、復興をご紹介します。

まちの復興
地域協働による
復興まちづくり
→ P.3

復興体制の
構築
→ P.9

住宅の
復興
→ P.9

暮らしの復興
医療・保健・福祉
教育・文化
→ P.10

産業の復興
雇用の確保
→ P.10



用語解説

都市復興基本方針^{*1}

復興の理念や目標などの基本的な考えとともに、被災した都市基盤施設や被災者の生活再建のための住宅供給などに関する大まかな方向性を示すものであり、被災後、速やかに公表します。

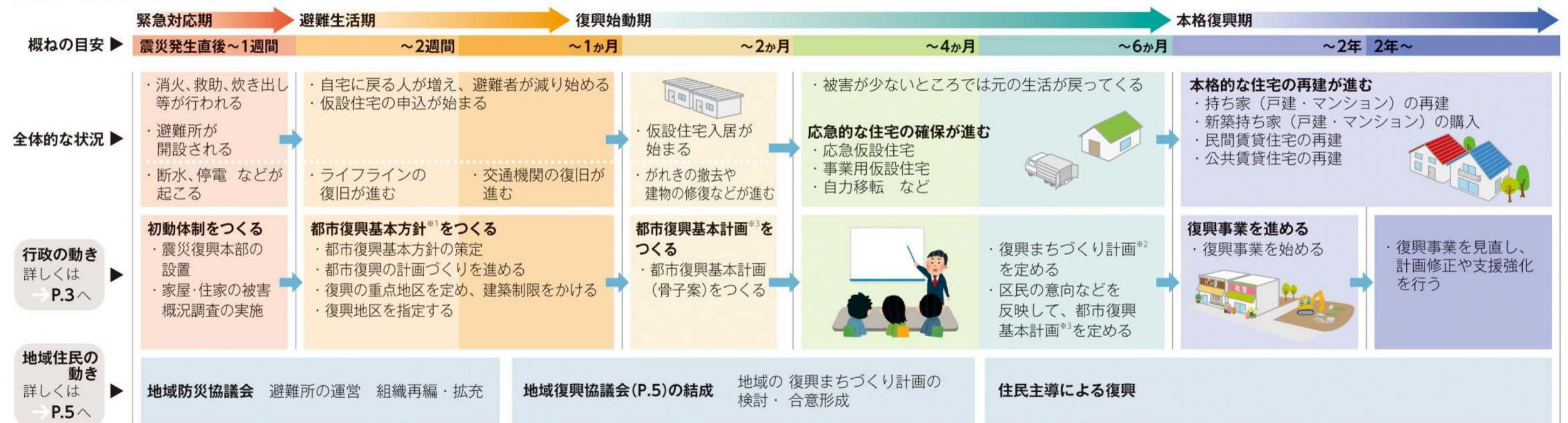
復興まちづくり計画^{*2}

個別地区の復興施策を具体化したものです。都市復興基本計画の骨子案を踏まえた上で、区民参画で策定します。

都市復興基本計画^{*3}

都市復興基本方針の考え方をより具体化したものです。復興の目標(期間や姿勢など)、土地利用方針、都市基盤施設の整備方針、都市復興の基本方針などから構成され、復興まちづくり計画などの内容を反映して策定します。

復興の時間的経過の目安



まちの復興

まちの復興の流れ

区は、大震災の直後に被害概況調査を行い、「都市復興基本方針」を公表します。また、甚大な被害が生じた地区では、無秩序に建築物が建たないように建築制限^{※7}を行います。

区民などの合意形成を図りながら、時限的市街地^{※8}づくりや復興まちづくり計画の策定を行います。区全体に関わる都市復興基本計画、さらに復興事業計画を定め、復興事業を推進します。

区の動き(概要)



用語解説

建築制限とは^{※7}

甚大な被害が生じた地区では、個人が無計画に再建築すると、災害に弱い従来のまちに戻ったり、建築しにくい箇所が多く残ってしまうことが予想されます。区はそのような地区を「重点復興地区^{※4}」に指定します。復興の計画ができるまで、建築基準法などによる「建築制限」を課すことで、容易に除去できないコンクリート造りの建築などは制限されます。

時限的市街地とは^{※8}

住民が地域にとどまって主体的に復興するための、暫定的な市街地・生活の場が「時限的市街地」です。時限的市街地は仮設の建物や仮設の店舗、利用可能な残存建築物などによって構成されます。地域復興協議会・区・東京都などが協力して、これらを確保していきます。

用語解説

重点復興地区とは^{※4}

建物や道路が壊滅的な被害を受け、緊急かつ重点的に復興事業を行う必要がある地区
(被害度(一定区域内の建物棟数に対する全半壊の建物棟数の割合)がおおむね80%以上の地区)

復興促進地区とは^{※5}

相当数の建物が倒壊・消失するなどし、道路などの整備と一体的に復興事業を行う必要がある地区
(被害度がおおむね50%以上の地区)



復興ミニ知識

「復興地区」の指定と復興まちづくりの流れ

壊滅的な被害を受けた地区における復興の際には、無秩序に建築がされないよう一定期間の建築制限の実施や建築確認申請前に届出の義務を課し、区がまちづくり計画などについて情報提供を行うことで、災害に強いまちづくりを誘導します。



重点復興地区における復興まちづくり

建築基準法第84条に基づいて、最長で2か年の建築制限が課せられます。「土地区画整備事業」や「市街地再開発」などの法定事業を活用し、復興を進めます。

復興促進地区における復興まちづくり

港区被災市街地復興整備条例[※]に基づいて、「建築行為の届出」の義務が課せられます。共同建替えなどにより復興を進めます。

復興誘導地区における復興まちづくり

港区被災市街地復興整備条例[※]に基づいて、「建築行為の届出」の義務が課せられます。個別建替えなどにより復興を進めます。

※港区被災市街地復興整備条例の主な内容についてはP.7へ

地域協働による復興まちづくり

大規模に被災した地区では、まちづくり、住宅、保健、福祉、雇用など、多くの分野で様々な課題が生じます。被災後、地域が直面した課題を解決し、復興を速やかに進めるためには、**地域の皆さんと区が協働して復興に取り組むことが必要**です。

特に、地域住民の力を結成することによる「**地域協働復興**」は、復興時に大きな力を発揮します。

いざというときの ために… 日頃から、地域力を 育てましょう



いざというとき、地域の皆さんが互いに支え合い、力を結集して、直面した課題に取り組むことが不可欠です。

そのためには、日頃から、個人としてできる対策を講じるとともに、地域の皆さんとコミュニケーションを図るなどにより、地域として持つ力（地域力）を育てましょう。

地域力を高めるために その① ～日頃から大切なこと～

地域コミュニティを大切にしよう！

日頃から挨拶をするなど、地域の皆さんと顔見知りになり、結束力を高めておきましょう。地域の防災訓練に参加するなど、防災活動に参加しましょう。

まちの特徴を知ろう！

震災時に危険となる場所を確認しておきましょう。

地域の財産である、歴史や文化を学びましょう。

どこにどんな人が住んでいるかなど、近隣にお住まいの方の情報などを知っておきましょう。

まちづくりに取り組もう！

地域の皆さんで理想のまちについて話し合い、実際にまちづくりに取り組みましょう。

安全で、安心して暮らせるまちになるように、防災対策を進めましょう。



地域協働復興とは

被災後、地域の皆さんが互いに力を合わせ、事業者、関係する団体などとの協働により、復興を進めることです。

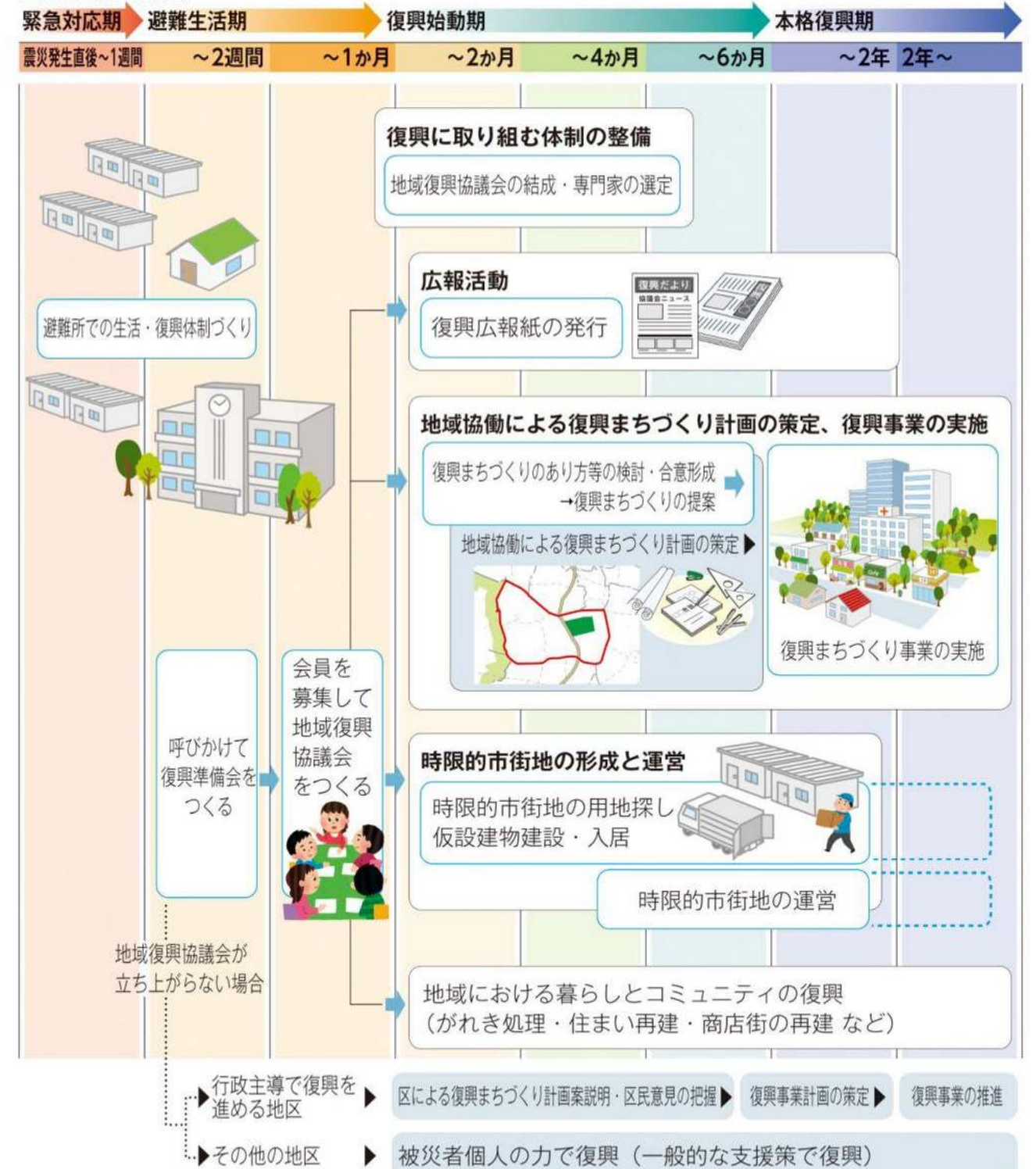
地域復興協議会 (地域復興組織)とは

- ・地域の皆さんが主体的に参画し、地域力を生かして復興に取り組む組織です。
- ・主に、町会・自治会、まちづくり協議会などの地域の組織や地域防災協議会を中心に構成されます。
- ・地域で生じている課題解決に向け、復興計画づくりや建築物の建て方、景観、緑化のルールづくりなどを行います。



東日本大震災によって被災した陸前高田市広田町長洞集落では、復興に向けて住民の話し合いが行われています。

区民の動き(概要)



地域力を高めるために その② ～復興の手順を事前に学ぶ～ 震災復興まちづくり模擬訓練

「震災復興まちづくり模擬訓練」は、地域住民と区が主体となっていく、まちの復興過程を仮想体験する訓練です。震災時にいち早く区民、事業者などと区が協働・連携して地域協働復興を推進するための事前の備えとして、実施します。
(写真は白金台地区震災復興まちづくり模擬訓練の様子)



地域協働によるまちの復興を推進するために

港区被災市街地復興整備条例

大震災により区内が被災した場合に、一日も早く被災した市街地を復興し、区民等が安心して生活や事業の再建ができるよう平成25年10月に「港区被災市街地復興整備条例」を新たに制定しました。

基本理念

区、区民及び事業者は、被災市街地の復興に当たっては、それぞれの責務と役割を果たし、災害に強いまちづくりを協働して行うよう努めなければならない。

概要

条例の主な内容

① 被害状況に応じた3段階の復興地区（重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区）の指定基準を規定しています。[第六条]

② 一定期間の建築行為の届出義務について規定しています。[第十一条] [第十二条]

復興地区内で建築を行う際、当該建築物などの内容を事前に区に届けていただくことで、区が災害に強いまちづくりを促進するための情報提供や、助言・指導を行います。

情報の提供

- ・復興まちづくり計画
- ・都市復興基本計画
- ・市街地再開発などの事業の可能性 など

助言・指導（例）

- ・広い道路幅員の確保
- ・隣棟間隔の確保
- ・外構緑化、景観形成 など

③ 地域協働復興活動に対する区の独自支援内容について規定しています。[第十三条]

地域復興組織に対し復興計画づくりのための専門家の派遣や、活動費の助成などを行います。



港区被災市街地復興整備条例

平成二十五年十月十八日
港区条例第四十二号

（目的）

第一条 この条例は、震災により被害を受けた市街地（以下「被災市街地」という。）の復興に際し、被災市街地の計画的な整備について必要な事項を定めることにより、港区（以下「区」という。）、区民及び事業者の協働による被災市街地の復興を円滑に推進し、もって災害に強い活力のある市街地の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 区民 区内に住所を有する者及び居住する者をいう。
 - 二 事業者 区内で事業活動を行うものをいう。
 - 三 建築物等 建築物及び建築物以外の工作物で区規則で定めるものをいう。
 - 四 土地区画整理事業 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業をいう。
 - 五 市街地再開発事業 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する市街地再開発事業をいう。
 - 六 都市計画事業 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十五項に規定する都市計画事業をいう。
 - 七 震災復興事業 被災市街地の復興を図るため、計画的に整備する事業をいう。
 - 八 建築物等の更新 災害に強いまちづくりを促進するため、耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築、改築又は増築を行うことをいう。
- 2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の例による。

（基本理念）

第三条 区、区民及び事業者は、被災市街地の復興に当たっては、それぞれの責務と役割を果たし、災害に強いまちづくりを協働して行うよう努めなければならない。

（区の責務）

第四条 区は、国、東京都及び関係する地方公共団体と連携を図り、被災後速やかに、被災市街地の復興に関する基本的な方針（以下「港区都市復興基本方針」という。）を策定し、これを区民及び事業者に広く公表するとともに、港区都市復興基本方針に基づき区民及び事業者と協働して震災復興事業その他必要な施策の推進に努めなければならない。

（区民及び事業者の責務）

第五条 区民は、その日常生活において、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後は、被災市街地の復興に努めるとともに、震災復興事業に協力するものとする。

2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その社会的責任に基づき、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後の事業活動を通じて被災市街地の復興に努めるとともに、震災復興事業に協力するものとする。

（復興地区の指定）

第六条 区長は、次に掲げる地区を復興地区として指定することができる。

- 一 重点復興地区 震災により、建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を受け、震災復興のための建築物等の更新及び都市基盤施設の整備（以下「都市基盤施設の整備等」という。）を緊急かつ重点的に行うことが必要な地区
- 二 復興促進地区 震災により、相当数の建築物等が倒壊又は焼失し、かつ、その地区内の一部の区域が建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等の甚大な被害を受け、当該区域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区
- 三 復興誘導地区 震災により、建築物等が倒壊又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区

2 前項の規定による復興地区の指定の基準は、区規則で定める。

3 区長は、第一項の規定により復興地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

（復興地区の指定の変更等）

第七条 区長は、震災復興事業の進捗状況を考慮して必要があると認めるときは、前条第一項の規定による復興地区の指定の変更又は解除をすることができる。

2 前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（被災市街地復興推進地域の指定）

第八条 区長は、重点復興地区及び復興促進地区において、土地の形質の変更又は建築物等の新築、改築若しくは増築を制限する必要がある地域については、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定に基づき、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

（港区都市復興基本計画の策定）

第九条 区長は、港区都市復興基本方針に基づき、震災復興事業を推進するための計画（以下「港区都市復興基本計画」という。）を速やかに策定し、これを区民及び事業者に広く公表するものとする。

2 港区都市復興基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 復興の理念及び目標
- 二 土地利用の方針
- 三 被災市街地の整備方針
- 四 前三号に掲げるもののほか、震災復興事業に関する重要事項

3 区長は、港区都市復興基本計画の策定に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（震災復興事業の推進）

第十条 区長は、重点復興地区及び復興促進地区において、港区都市復興基本計画に基づき、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 区長は、復興誘導地区において、港区都市復興基本計画に基づき、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 区長は、震災復興事業の推進に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 区長は、必要に応じ、震災復興事業を行う者に対し、港区都市復興基本計画に基づく当該事業の速やかな推進を要請することができる。

（建築行為の届出）

第十一条 重点復興地区及び復興促進地区（第八条の規定により定められた被災市街地復興推進地域を除く。）並びに復興誘導地区において、建築物等の建築をしようとする建築主は、区規則で定めるところにより、当該建築物等の内容を区長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる建築物等については、この限りでない。

- 一 非常災害により必要な応急措置として建築するもの
 - 二 国、地方公共団体等が震災復興事業として建築するもの
 - 三 都市計画事業の施行として建築するもの及び都市計画に適合して建築するもの
 - 四 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）であって、次に掲げる全ての要件を満たすもの
 - Ⅰ 階数が二以下であり、かつ、地階を有しないものであること。
 - Ⅱ 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
 - Ⅲ 容易に移転し、又は除却することができるものであること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、区長が特に震災復興事業の施行に支障がないと認める建築物等
- 2 前項の規定にかかわらず、建築主は、第六条第一項に規定する復興地区の指定の日から起算して二年を経過した日以後においては、前項の規定による届出をすることを要しない。

（情報の提供及び協議）

第十二条 区長は、前条第一項の規定による届出があった場合は、当該届出を行った建築主に対し、災害に強いまちづくりを促進するために、必要に応じて建築物等の耐震性及び耐火性を高めるための情報の提供に努めなければならない。

2 区長は、前条第一項の規定による届出に関して、当該届出を行った建築主と災害に強いまちづくりのための協議を行うことができる。

（地域協働復興に関する活動の促進）

第十三条 区長は、地域協働復興（被災後において、区民が相互に協力し、事業者、関係する団体等との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。以下同じ。）に関する活動を促進するとともに、地域復興組織（地域協働復興に関する活動を行う団体をいう。）に対する必要な支援を行うよう努めなければならない。

（委任）

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付則 この条例は、公布の日から施行する。

その他の復興プロセス

復興体制の構築

大震災発生後に、区民生活の早急な再建が必要な場合、区は、「震災復興本部」を設置します。震災後の被害や復興状況を把握し、財政面の対策を講じるとともに、人員確保や用地確保に取り組みます。



暮らしの復興

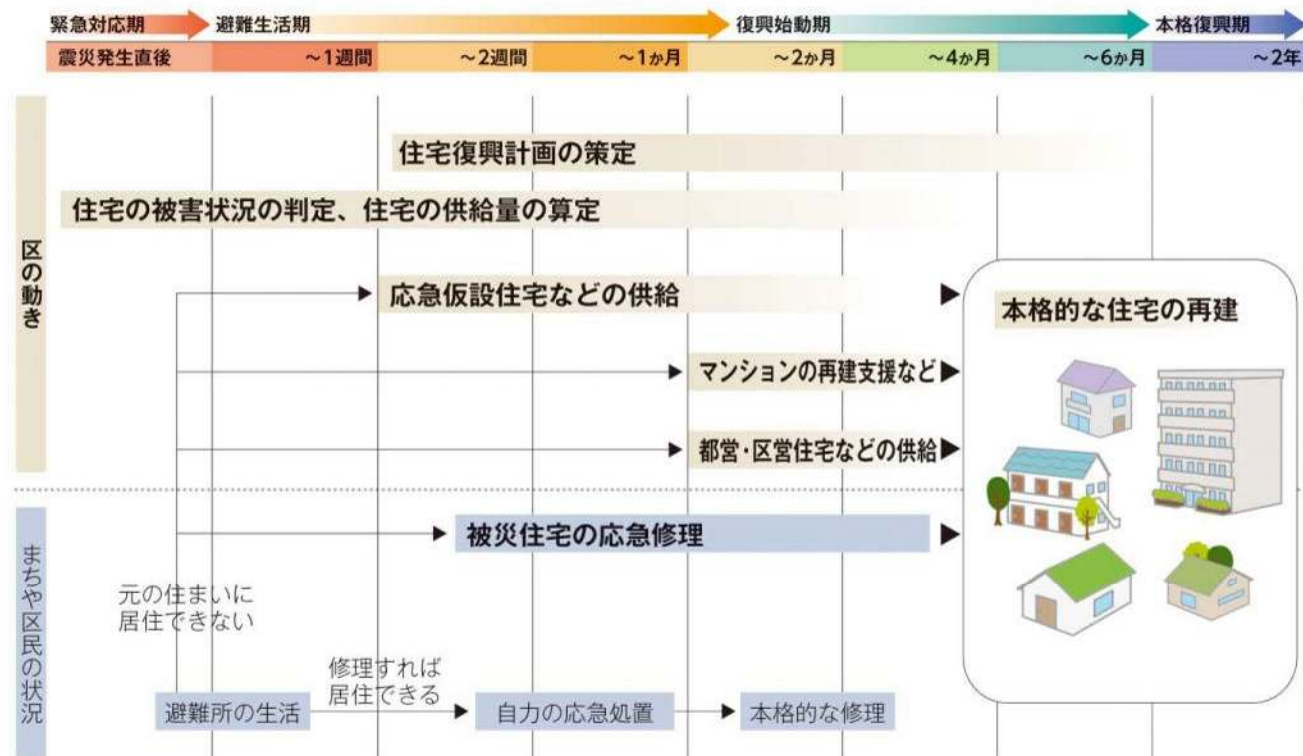
区は、くらしの復興を早期に実現するため医療、保健、福祉、教育、文化に関する支援策を講じます。また、関係する団体などとの連携の下、生活基盤や生活環境を形成していきます。



住宅の復興

区は、早期の住宅の復旧・復興に向けて、住宅の被害状況を把握し、住宅復興計画を策定します。

また、応急仮設住宅などを整備するとともに、自力再建への支援や公営住宅の供給などを行うことにより、多様な住宅対策を講じます。



産業の復興・雇用の確保

区は、早期の事業再開などが円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、産業復興計画を策定します。

また、復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの情報提供、事業施設再建のための金融支援、まちのイメージを回復するための情報発信など、総合的な対策を展開します。

